

## つくば市議会傍聴規則（昭和62年つくば市議会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （傍聴席の区分）</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席、<u>車椅子使用者席</u>及び報道関係者席に分ける。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略） （傍聴券）</p> <p>第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券、<u>車椅子使用者傍聴券</u>及び報道関係者傍聴券とする。</p> <p>2—7（略） （傍聴人の定員）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 <u>車椅子使用者席</u>の定員は、4人とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前3項の定員により難い場合は、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>第6条（略） （傍聴席に入ることができない者等）</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p>	<p>第1条（略） （傍聴席の区分）</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席、<u>車いす使用者席</u>及び報道関係者席に分ける。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略） （傍聴券）</p> <p>第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券、<u>車いす使用者傍聴券</u>及び報道関係者傍聴券とする。</p> <p>2—7（略） （傍聴人の定員）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 <u>車いす使用者席</u>の定員は、4人とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略） （傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)（略）</p>

(3) (略)

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号又は第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 (略)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) (略)

(4)・(5) (略)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはな

(2) (略)

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 (略)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7)・(8) (略)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはな

らない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

第10条 (略)

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て 係員の指示に従わなければならない。

第12条 (以下略)

らない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

第10条 (略)

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて 係員の指示に従わなければならない。

第12条 (以下略)